

三好市団体補助金等基本方針

平成 19 年 3 月

1. はじめに

三好市単独の団体補助金等は、住民主体の、また、住民と行政との連携による地域の活性化や産業の振興に活用されてきましたが、旧町村ごとに財政支援の方針や基準が異なっていたため、三好市としての支援方針を定める必要がありました。また、現在の厳しい財政状況では、これまで以上に事業の効果が求められてきます。限られた財源の中で、地域と産業の発展のために補助金等が有効活用されるように【三好市団体補助金等基本方針】を策定します。

2. 団体支援の方針

市単独の団体支援の方針は、【公平かつ効率的な財政支援を行う】を基本とし、下記の6項目を定めます。

- ① 行政活動の補完を目的とする団体を除き、原則として団体の発足から活動が軌道に乗るまでの一定期間の支援に限定し、団体の早期自立を促す。
- ② 同様の目的を有する団体に対しは、公平性の観点から統一した基準に基づき支援を行う。
- ③ 財政支援の対象は、活動（事業）に直接要する経費とし、一定の補助割合を定め公平な財政支援を行う。このため、組織維持に関する経費（総経費、事務局費等）は、原則、支援の対象外とする。
- ④ 現在市が事務局を持つ団体については、団体において事務局事務を行う。
- ⑤ 複数の町村にある目的の共通する団体は、統合する方向で調整し、個別で存続する場合は支援の基準を統一する。
- ⑥ 事務事業評価により、市の総合計画との関連性や事業の効果の精査を行い支援の継続を検討する。

3. 支援区分について

- ① 行政活動を補完する団体で活動に収益性が無い団体
- ② 行政活動を補完する団体で活動に収益性がある団体
- ③ 特定目的を有する者で組織された団体で、活動に収益性がない団体
- ④ 特定目的を有する者で組織された団体で、活動に収益性がある団体
- ⑤ 地域振興に取り組む団体で、その活動が本来ボランティア活動であるべき団体
- ⑥ 文化・スポーツ・伝統に関する団体
- ⑦ その他

4. 個別方針等

(1) 個別方針

- ①行政活動を補完する団体で活動に収益性が無い団体

組織の継続性が必要であるため、組織維持費に要する経費についても、一部支援の対象とする。

- ・各町村に共通する団体が多く、支援の基準を統一する。

② 行政活動を補完する団体で活動に収益性がある団体

組織の継続性が必要であるが、収益部門と非収益部門の経費を明確にした上で、組織維持に要する経費に対する支援の必要性を検討する。

- ・団体の事務には、指定管理者制度の関係から、民間との競合関係にある事務を含めた場合があるため、行政からの事務委託については、当該事務に係る直接経費（人件費を含む）を適正に見積もり事務委託する。
- ・団体独自の事務に要する経費（組織維持費を含む）への支援については、他の構成員との役割分担、経費負担等を明確にした上で、一定割合の支援を行う。

③ 特定目的を有する者で組織された団体で、活動に収益性がない団体

同種の目的を持つ団体が各町村に存在する場合は、団体の統合、支援基準の統一に努め、単一の町村にしか存在しない団体は、公平性の観点から財政支援の必要性を検討する。

- ・支援の対象は事業費のみとし、組織維持のための経費は支援の対象としない。

④ 特定目的を有する者で組織された団体で、活動に収益性がある団体

本来、それぞれの営業活動の効率化、組織化を図るための団体であることが多く、組織立ち上げ時の一定期間の支援を基本とする。

- ・組織維持のための経費は支援の対象としない。ただし、継続的に団体を存続させる必要がある組織については、他の構成員の負担の状況を踏まえて、一部支援を行う。
- ・新たな事業展開を軌道に乗せることを目的とする団体への支援は、原則として期限付きの支援とし、組織維持に要する経費は支援の対象としない。

⑤ 地域振興に取り組む団体で、その活動が本来ボランティア活動であるべき団体

事業展開が一部地域に限定されるものが多く、公平性の観点からも、組織立ち上げ時の一定期間の支援を基本とする。

- ・組織維持のための経費は支援の対象としない。
- ・原則として期限付きの支援とする。

⑥ 文化・スポーツ・伝統に関する団体

- ・組織維持のための経費は支援の対象としない。
- ・スポーツ関係団体は同様の団体が各町村に存在する 경우가多く、支援の方針について統一する。

5. 補助金の交付手続き等について

補助金の交付手続きについては、別に定められているものを除き「三好市補助金交付規則」及び「三好市補助金交付要綱」によります。